

水田活用の直接支払交付金に係る

水張り確認マニュアル <第1版>

駒ヶ根市地域農業再生協議会

はじめに

水田活用の直接支払交付金につきまして、農林水産省より指針が示され、水稲作付と同等の湛水管理が可能なほ場のみが交付対象となりました。つきましては、以下をご確認いただき、書類の作成・提出をお願いいたします。

1. 対象者

令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金制度を利用される見込みの方

2. 実施方法・提出書類

1 令和5～8年までに、対象水田について水稲作付（加工用米等を含む）を行う方

- ・当該期間中に、対象ほ場にて「水稲作付」を行ってください。実施の有無は、毎年2月に提出いただく「水稲作付生産実施計画書及び営農計画書」をもって判断しますので、別途手続きは不要です。

※輸作などをご検討いただき、目安値内の水稲栽培にご協力ください。

2 令和5～8年までに、対象水田について水稲作付を行わない方

- ・次の手順に沿って実施、書類を提出してください。
 - ①当該期間中に、対象ほ場にて「1か月以上の湛水管理（水張り）」を行ってください。実施したことを証明できるよう、水張り開始初日の写真と、水張り開始から1ヶ月後以降の写真を、各1枚撮影してください。
 - ②水張り完了後、作物の栽培を行ってください。
 - ③水張り完了後の作物を収穫したところで、【提出書類一覧表】に記載された書類を作成し、当協議会へ提出してください。提出期限は、水張り完了後の作物を収穫した年度の末日とします。
- ◆例：水張り後に栽培した作物の収穫が令和6年度に行われた場合、令和7年3月31日が提出期限となります。

【提出書類一覧表】※裏面のフローチャートを併せてご確認ください

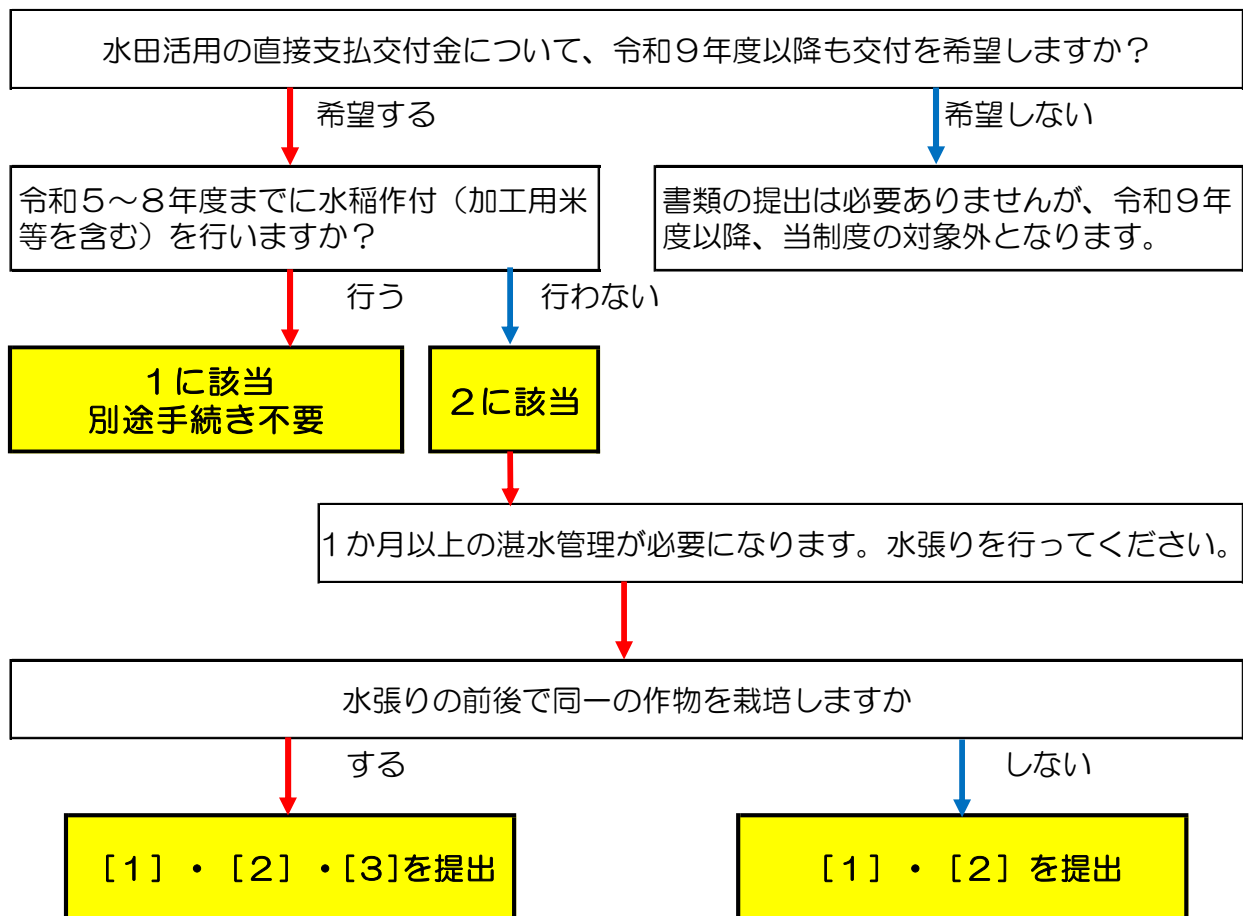
[1]		<水張り確認 様式1> 水張り確認ほ場一覧表	記入例に従って、対象ほ場を記載してください。 (旧様式での提出可)
[2]	上記[2]該当者は全員提出	<水張り確認 様式2> 水張り確認ほ場写真記録表	記入例に従って記入のうえ、水張り写真を2枚（初日・一か月後以降）撮影し添付箇所へ添付してください。 (旧様式での提出可)
[3]	同一作物を連作する場合は、上記[1][2]と併せて提出	<水張り確認 様式3> 連作障害確認一覧表	記入例に従って、収量、連作障害の有無を記載してください。 (旧様式での提出不可)

3. その他

- ・農林水産省等の指針により、以後の確認・運用方法が変更される場合があります。最新の確認方法、提出書類を市ホームページなどで確認いただいたうえで実施してください。
- ・提出書類の根拠となる関係帳簿・書類につきましては、ご自身で5年間保管してください。また、当協議会が書類の提出を求めた場合には、速やかにご提出ください。
- ・上記様式のデータ提出を希望される方は、駒ヶ根市のホームページを公開しましたので、ダウンロードいただきご利用ください。

4. 水張り確認フローチャート

- ・以下のフローチャートに従い、書類の作成・提出をお願いします。



5. 水張り確認に関する駒ヶ根市ホームページ

- ・こちらのページから水張り確認様式をダウンロードいただけますので、ご利用ください。

<URL>

<https://www.city.komagane.nagano.jp/soshikiichiran/norinka/noseigakari/1/1/10239.html>

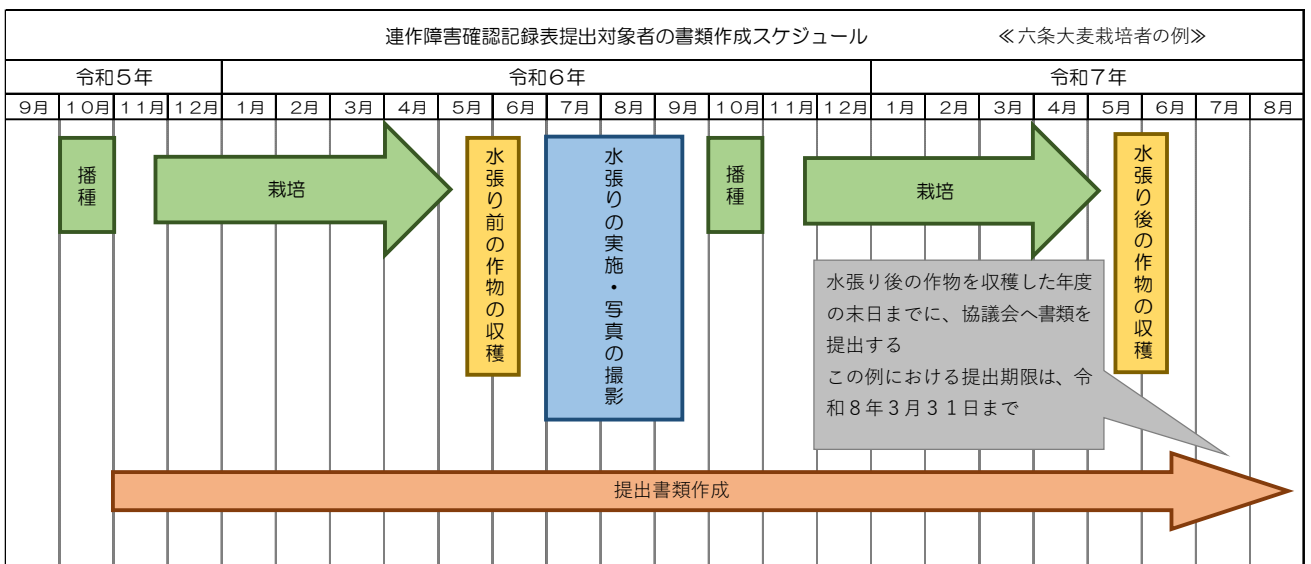
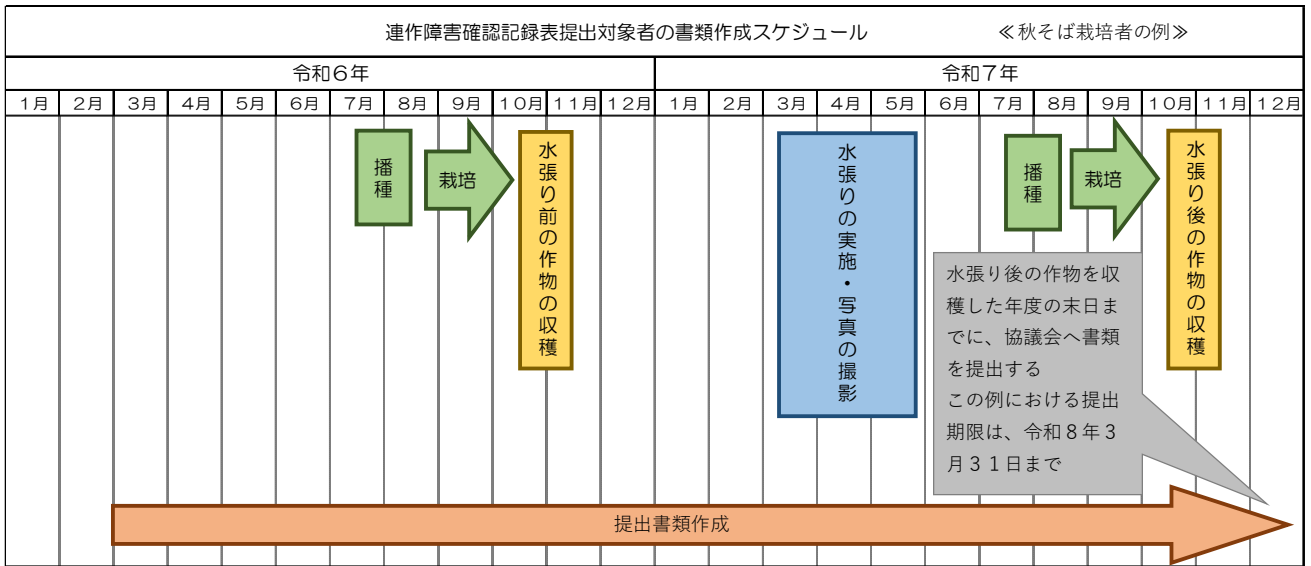
<QRコード>



【 参 考 】

◆湛水管理実施対象者のスケジュール例

・参考例としてご覧ください。



令和5年9月策定

＝ 駒ヶ根市地域農業再生協議会事務局 ＝

○ 駒ヶ根市役所産業部農林課農政係
〒399-4192
駒ヶ根市赤須町20番1号
TEL 0265-96-7723 (直通)

○ JA 上伊那営農経済部 南部営農センター
〒399-4106
駒ヶ根市東町9番2号
TEL 0265-81-1105

水張り確認ほ場一覧表

基本情報

耕作者名	_____
法人への加入状況	←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名	_____

ページ数 枚中 枚目

電話番号 _____

↑ 日中連絡のとれる番号を記載してください

- ◆ 水張り確認を行ったすべてのほ場について、下表に必要事項を記載してください。
- ◆ 下表に記載したすべてのほ場について、一筆ずつく水張り確認様式2>を作成し、提出してください。
- ◆ 水張り前と水張り後で同一の作物を作付けしたほ場がある場合は、<水張り確認様式3>を作成し、提出してください。

No.	ほ場地番	水張りの期間 (1ヶ月以上の湛水管理)	写真を撮影した日 (現地確認日)		現地確認者 氏名 (耕作者本人でも可)	水張り前に 作付けした作物	水張り後に 作付けした作物
			初日	1ヶ月後			
例	赤穂1234	R5.7.1 ~ R5.7.31	R5.7.1	R5.7.31	赤穂 太郎	秋そば	秋そば
1		~					
2		~					
3		~					
4		~					
5		~					
6		~					
7		~					
8		~					
9		~					
10		~					

基本情報

耕 作 者 名 赤穂 太郎
法人への加入状況 加入 ←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名 (農)みなみわり

ほ場の情報

ほ 場 地 番 赤穂1234
一 覧 表 No. 1 ←水張り確認ほ場一覧表に記載した行からNo.を転記
水 張 り を 行 っ た 年 度 令和 5 年度

水張り確認

水張りをした初日の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)

令和 5 年 7 月 1 日

水張りをした日から1か月後の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)

令和 5 年 7 月 31 日

水張り確認ほ場写真記録表

基本情報

耕 作 者 名 _____

法人への加入状況 _____ ←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載

法人加入者の方は法人名 _____

ほ場の情報

ほ 場 地 番 _____

一 覧 表 No. _____ ←水張り確認ほ場一覧表に記載した行からNo.を転記

水張りをを行った年度 令和 _____ 年度 _____

水張り確認

水張りをした初日の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

水張りをした日から1か月後の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

連作障害確認一覧表

基本情報

耕作者名	_____
法人への加入状況	←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名	_____

ページ数

枚中

枚目

電話番号

—

—

↑ 日中連絡のとれる番号を記載してください

◆この表は、次の①、②の両方に該当するほ場のみ、記載してください。

①水張り確認を行ったほ場であること

②水張り前と水張り後で同一の作物を連作したほ場であること

◆ほ場ごとの収量が分からない場合には、次の計算式にて算出してください→作物の総収量 × (水張りしたほ場の面積 ÷ 総面積) = 水張りしたほ場の収量

◆病害虫や連作障害の有無、収量などに関する根拠資料につきましては、ご自身で5年間保管してください。

No.	ほ場地番	作物名	水張り前の収量	水張り後の収量	過去5年間における	
					病害中発生の有無	連作障害の有無
例	赤穂1234	秋そば	50 kg	55 kg	無	無
1			kg	kg		
2			kg	kg		
3			kg	kg		
4			kg	kg		
5			kg	kg		
6			kg	kg		
7			kg	kg		
8			kg	kg		
9			kg	kg		
10			kg	kg		

水張り確認に関するQ & A

駒ヶ根市地域農業再生協議会

Q1 水張り確認はいつまでに行い、書類を提出すればよいか。

A1 国の要綱において、令和4年度から8年度までに、水稲作付または水張り確認を行うよう定められています。したがって、令和8年度までに、いずれかの方法でご対応をお願いいたします。

水稲作付を行う方は、当該ほ場にて、令和4年度から8年度までのいずれかの年度で作付けしていただくことにより、水張り確認完了となります。したがって、令和4～5年度までに水稲作付を行っているほ場は、すでに確認完了となりますので、新たな手続きはございません。令和6年度以降に作付する方は、毎年2月に配布し提出をお願いしている営農計画書をもって確認を行います。

水張り確認を行う方は、令和8年度までに、マニュアルに基づいて湛水管理を行い、書類をご提出いただくようお願いいたします。今後、国の方針により運用方法が変更となる可能性があるため、その際には改めて通知します。

Q2 令和8年度までに水張り確認を行う予定だが、今後も定期的に行う必要があるか。

A2 水稲作付または水張り確認を行った年度の翌年から起算して5年以内に再度水張り確認を行ってください。例えば、水張り確認を行った方については、令和5年度に水張りを行った場合、令和10年度までに再度行っていただきます。水稲作付を行った方については、令和4年度に作付した場合、令和9年度までに再度水稲作付か水張りを行っていただきます。

以降も要綱に変更がない限り、同様の考え方で水張り確認を行ってください。

Q3 全てのほ場で水張り確認が必要なのか。

A3 令和9年度以降に「水田活用の直接支払交付金」の交付を受ける予定のほ場は、Q1～2の記載に基づき水張り確認を行ってください。

Q4 令和8年度末までに水張り確認を行わない場合にはどうなるのか。

A4 令和9年度以降は「水田活用の直接支払交付金」の交付対象外となります。交付対象外となった場合、駒ヶ根市とも補償制度における転作作物助成につきましても、対象外となります。

Q5 自己保全管理をしているほ場にも水張りは必要か。

A5 当該ほ場について、水張り確認を行うことなく令和9年度以降に「水田活用の直接支払交付金」の交付対象作物を作付した場合には、交付金の交付対象外となります。したがって、今後対象作物を作付けする可能性がある場合には、令和8年度末までに水張り確認を行ってください。

Q6 農事組合法人の構成員だが、水張り確認が必要なのか。

A6 麦、そば、大豆を栽培している方は、法人経由で当該交付金が交付されていますが、令和9年度以降も構成員として当該交付金の交付を受けることが想定される方は、令和8年度末までに水張り確認を行っていただきます。また、麦、そば、大豆以外の対象作物を作付し、個人で交付金を受給されている場合についても、当該作物を作付しているほ場での水張り確認を行ってください。

Q7 水張り確認書類はどこで入手できるか。

A7 駒ヶ根市役所農林課窓口にて配布しております。また、当市ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

Q8 湛水管理を行う前に、代掻き等をする必要があるのか。

A8 要綱にて、水稻作付と同等の湛水管理を行うことが定められています。したがって、代掻きなどほ場の整備を行ったうえで水張り確認を行うことを基本とします。ただし、特別な事情によりほ場の整備が困難であり、現状のままで1ヶ月以上の湛水管理を行うことができると判断できる場合については、代掻き等の実施を要しません。また、令和5年8月以前に水張りを行った方につきましては、当通知を発する前に実施が完了していますので、次回の水張りから実施していただくこととします。

Q9 借入しているほ場についても水張りが必要か。

A9 水田活用の直接支払交付金は、令和4年から8年度までに、当該ほ場にて水張り確認が行われたかどうかで交付対象水田となるかを判断しますので、現在借入している耕作者が令和8年度までに水張り確認を行わなかった場合、そのほ場は交付金の交付対象外となります。このようなほ場を令和9年度以降に所有者に返還した場合、次に借入する耕作者は交付金の交付対象外のほ場を借り受けることとなりますので、後に所有者とトラブルになる可能性があります。したがって、令和9年度以降の交付金交付を希望しない方は、現在借入しているほ場について、水張り確認を行うかどうかを事前に所有者と協議してください。

Q10 「水田活用の直接支払交付金」の対象作物を知りたい。

A10 次ページの「経営所得安定対策交付対象作物一覧(予定単価)」の「水田活用支払交付金」欄をご覧ください。
今後、品目や単価に変更があった場合には、改めてお知らせします。

経営所得安定対策 交付対象作物一覧(予定単価)

収穫・出荷・販売をしていることが交付条件となります。

申請の要否	対象作物	畑作物の		水田活用の直接支払交付金		
		直接支払交付金 (数量払い：平均交付単価)		戦略作物助成 (国単価)	産地交付金	
		5, 150 円/50 kg	6, 340 円/60 kg		当初配分 (地域単価)	追加配分 (国単価)
集落営農型法人の構成員の場合、個人での申請が不要なもの (個人出荷があれば、申請が必要です)	六条大麦	35, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a			
	小麦	35, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a			
	二条大麦	35, 000 円/10 a	12, 000 円/10 a			
	大豆	35, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a			
	そば	17, 550 円/45 kg		3, 000 円/10 a	20, 000 円/10 a	
	WCS 用稲		80, 000 円/10 a			
	加工用米		20, 000 円/10 a		10, 000 円/10 a	
	飼料作物		35, 000 円/10 a		8, 000 円/10 a	
	飼料作物 (収穫のみ) ※種子を蒔かない		※10, 000 円/10 a		8, 000 円/10 a	
	飼料用米・米粉用米 (※R3 からの継続者)		80, 000 円/10 a		10, 000 円/10 a	
	新市場開拓用米				20, 000 円/10 a	
	自力増進作物 (緑肥) (令和5年度～)				20, 000 円/10 a	
	個人での申請が必要なもの	アスパラガス、業務用キャベツ、業務用にんじ ん、ジュース用トマト ごま ネギ ブロッコリー、唐辛子、こんにゃく カーネーション、アルストロメリア、トルコギ キョウ、小菊、柿、栗、りんご、ぶどう (※果 樹は、新植のみ対象)		50, 000 円/10 a		
				60, 000 円/10 a		
			40, 000 円/10 a			
			10, 000 円/10 a			
			5, 000 円/10 a			

※当初配分 (地域単価) は、上限額になります。例年、上限額まで支給されません。

※畑作物の直接支払交付金の交付単価は、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれます。上記に記載のものは、免税事業者向けの単価です。

水張り確認が困難な方へ

畑地化促進事業のご案内

駒ヶ根市地域農業再生協議会

1 畑地化促進事業とは

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行います。また、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。

※当事業を活用し、交付金を受け取った農地は、以後水田活用の直接支払交付金を受け取ることができません。したがって、当該農地は水張り確認が不要となります。

※登記地目の変更手続きは不要です。

2 申請方法

国・県等から調査依頼通知があり次第、当協議会にて要望調査を行います。詳細につきましては、調査時に改めてご案内します。

※令和5年度要望調査は、令和5年1月18日～2月8日に行いました。

※調査期間外に申し込みを行うことはできません。

3 交付対象

以下の要件①、②を満していることが条件です。

①交付対象者

- ・販売農家または集落営農

②交付対象農地

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象農地であること。
- ・隣接した農地で、概ね団地化を形成していること。
- ・前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金等の交付対象となった作物が作付けられていること。
- ・取り組み開始年（令和5年度）から5年間（令和5～9年度）継続して高収益作物またはその他畑作物を作付けすること。

4 支援メニュー

[1] 畑地化支援・定着促進支援

主食用米の需要が中長期的に減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る取り組みを支援します。（下表参照）

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物（野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	2（3*）万円/10a×5年間 または 10（15*）万円/10a（一括）
畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14万円/10a	2万円/10a×5年間 または 10万円/10a（一括）

※加工用・業務用野菜等の場合

[2] 土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。（上限25万円/10a）

※除外に伴う各種手続き、地区除外決済金額、関係規定等につきましては、該当する各土地改良区にご確認ください。

5 事業活用に関する留意事項

- 令和5年度の事業内容を記載しております。今後要綱が変更される場合がありますので、詳細は要望調査時に改めてご案内します。
- 当事業は採択制のため、要望者全員への交付が約束されるものではありません。
- 借りている農地を畑地化する場合には、土地所有者の同意が必要となりますので、要望調査申し込みの前に、調整を行ってください。調査後、土地所有者から同意書を得ていただき、協議会に提出していただきます。